

やまぐち創業応援スペース「mirai365」原状回復工事 仕様書

1 業務名

やまぐち創業応援スペース「mirai365」原状回復工事業務請負

2 業務の目的

本業務は、やまぐち創業応援スペース「mirai365」の運営終了に伴う退去及び建物の明け渡しにあたり、対象施設内の間仕切り壁の撤去、給排水設備の止水処理及び室内清掃等を行い、賃貸借契約（または管理規定）に基づく適正な原状回復を完了させることを目的とする。

3 工事の概要

（1）工事場所

施設名称 やまぐち創業応援スペース「mirai365」

所在地 山口市米屋町2番7号

※原則として別添図の範囲とする。

（2）工事内容

〔内部解体〕

- （ア）発生廃材の集積・積み込み
- （イ）発生資材の運搬・処分
- （ウ）養生・清掃費
- （エ）給排水設備（水道）の止水処理及び不要配管・器具の撤去
- （オ）電気設備工事（配線とりまとめ）

〔個別事項〕

- （ア）天井の照明について
 - ・基本的に残置とする。
- （イ）配線について（電話回線等）
 - ・撤去はせずに残置とする。壁際のは切って絶縁処理すること。
- （ウ）電気機器（エアコン等）について
 - ・天井埋込カセット型については残置とし、1階ミーティングルームに設置の家庭用エアコンは撤去すること。
- （エ）正面右側の木枠のガラス窓について
 - ・木枠及び窓ガラスを撤去すること。
- （オ）給排水設備について
 - ・1階入り口付近カフェスペースの止水処理・不要配管、器具の撤去を行うこと
- （カ）什器について
 - ・財団が不要とした什器については適切に処分すること。
- （キ）その他
 - ・取扱が不明なものについては、財団と都度協議を行うこと。

(3) 工事時期

- ・令和9年1月4日～令和9年3月10日目途

※具体的な開始時期等については、財団と協議の上決定

(4) 作業時間

- ・施設内の内部解体作業は日中可能。
- ・搬入、搬出等でトラックを施設前に乗り入れる必要がある場合は、
[午前] 8時～10時
[午後] 19時～21時

4 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は、請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的かつ効率的に行う上で必要と認めるときは、財団と協議の上、その一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 疑義の解決

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、速やかに財団と協議を行うこと。